

宇部市建設工事等請負業者選定要綱第15条第4項  
の規定による業者指名に係る指名基準の運用基準

<p>1 不誠実な行為の有無</p>	<p>次の事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 工事又は業務（以下「工事等」という。）の請負契約又は委託契約に関し、次に掲げる事項に該当し、かつ、その状態が継続していることから、請負業者として不相当であると認められる場合</p> <p>① 工事等の請負契約条項又は委託契約事項に違反し、又は指示に従わないこと等請負契約又は委託契約の履行が不誠実である場合</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、下請人届出等により請負業者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合</p> <p>(2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があった場合など、明らかに請負業者として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 発注者及び地域関係者の信頼を著しく損なう言動等があり、請負業者として不相当であると認められる場合</p>
<p>2 審査基準日以降における経営状況</p>	<p>不渡手形を発行する等、経営状態が著しく悪化していると認められる場合は指名しないこと。</p>
<p>3 工事成績</p>	<p>宇部市請負工事成績評定要領（平成16年3月29日制定）に定める評定点が60点未満の場合、請負業者への工事成績の通知の日の14日後から1か月以上6か月以内の間指名をしないこと。</p>
<p>4 当該工事又は業務に対する地理的条件</p>	<p>本店、支店又は営業所の所在地及びその地域での工事等の実績等からみて、その地域における工事等の施行特性に精通し、工種、業種及び規模等に応じて発注工事又は発注業務（以下「発注工事等」という。）を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に判断すること。</p>
<p>5 手持工事又は手持業務の状況</p>	<p>工事等の手持ち状況から見て発注工事等を施行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
<p>6 当該工事又は業務の施行における技術的適否</p>	<p>次の要件について総合的に判断すること。</p> <p>(1) 発注工事等と同種かつ同程度と認められる技術的水準の工事等について相当の施行実績があること。</p> <p>(2) 地形・地質等自然的条件、周辺環境条件等発注工事等の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(3) 発注工事等を施行するに足りる主任技術者又は監理技術者が確保できると認められること。</p>
<p>7 審査基準日以降における安全管理</p>	<p>(1) 安全管理に関し関係機関からの指導等があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 賃金不払に関する関係機関からの通報が市に対してあり、その状態が継続している場合であって、明らかに請負業者として不相当であると認められるときは、指名しないこと。</p>
<p>8 審査基準日以降における労働福祉の状況</p>	<p>建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団に加入、契約履行している場合は、これを十分尊重すること。</p>
<p>9 災害復旧等への対応状況</p>	<p>災害等に伴う応急工事、復旧工事等に対し適切に対応した場合は、これを尊重すること。</p>

\* 審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。